

第 12 警 察

第 12 警 察

群馬県警察の活動の根幹となる指針として、「安全・安心を誇れる群馬県の実現～県民の期待と信頼に応える力強い警察～」を掲げ、次の 6 つの施策を重点目標とし、組織を挙げて積極的な警察活動を推進した。

1 県民生活の安全を確保するための取組の推進

- 人身の安全を確保するための取組の推進
- 特殊詐欺を始めとする犯罪の抑止対策の推進
- 子供・女性の安全対策及び少年に関する総合対策の推進
- 良好な生活環境の保持及び県民生活を脅かす生活経済事犯対策の推進

2 迅速・的確な初動警察活動の推進

- 初動警察活動の強化
- 通信指令機能の強化
- 警察機動力を発揮した初動対応の徹底

3 県民生活を脅かす犯罪の徹底検挙

- 重要犯罪及び窃盗犯の徹底検挙
- 組織犯罪対策の推進
- 外国人総合対策の推進

4 交通事故防止対策の推進

- 交通事故発生実態の分析
- 自転車の交通事故防止対策の推進
- 高齢者の交通事故防止対策の推進
- 交通事故抑止に資する交通指導取締りと効果的な街頭活動の強化
- 交通安全施設等の整備

5 テロ、大規模災害等危機管理対策の推進

- テロに対する未然防止対策等の推進
- 大規模災害に備えた諸対策の推進

6 サイバー空間の脅威に対する総合対策の推進

- サイバー事案に対処する人的・物的基盤の強化
- 実態把握と社会変化への適応力の強化
- 部門間連携の推進
- 国際連携の推進
- 官民連携の推進

1 警察管理費

(1) 公安委員会の活動

決算額 6,734 千円

定例会議のほか、各種行事への出席、視察等の活動を積極的に行った。

区 分	活 動 回 数
公安委員会定例会議	40回
定例会議以外の活動	60

(2) 警察情報システムの整備

決算額 619,828 千円

群馬県警察W A Nシステムの運用に必要なサーバ及び端末装置等の更新やモバイル勤務環境の新規整備により、業務の効率化を図った。

(3) 社会参加費の活用

決算額 5,581 千円

職員が、地域社会活動等に参加し、直接、県民の声を聴いて、これを警察活動に反映させるとともに、県民に警察活動に対する理解や協力を求めた。

所 属 数	金 額
警察本部6所属 警察署16署	5,581千円

(4) 運転免許試験の実施

決算額 12,442 千円

安全で円滑な道路交通を確保するため、適正かつ厳正な運転免許試験（学科試験、技能試験及び適性試験）を実施した。

区 分	受験者数	合格者数	合格率
運 転 免 許 試 験	50,184人	33,231人	66.2%

※仮免許を含む。

(5) 運転免許講習の実施

決算額 722,852 千円

① 運転免許各講習

運転免許取得時及び取得後の運転者に対する交通安全教育の充実を図るため、運転者本人に対する講習に加え、直接、運転者教育を行う立場にある指定自動車教習所副管理者、検定員、指導員及び安全運転管理者に対する講習を実施した。

区 分	受講者数	事 業 費
取得時講習	238人	702,710千円
更新時講習	238,149	
高齢者講習（認知機能検査・運転技能検査を含む。）	149,357	
指定自動車教習所副管理者・検定員・指導員講習	688	
原動機付自転車講習	928	
安全運転管理者講習	9,127	

② 取消処分者講習

取消処分者講習は、運転免許の拒否、取消し等の処分を受けた者が再度運転免許を取得する際に、受講が義務付けられているものである。

本講習では、受講者を小グループに分け、2日間にわたり運転適性検査や実車指導等の個別指導を主体に行い、交通違反を繰り返した運転者や交通事故を起こした運転者に対する交通安全意識の高揚を図った。

区 分	受講者数
取消処分者講習	303人

③ 停止処分者講習

停止処分者講習は、違反行為等を行った運転者の危険性を矯正するための改善教育として行うものである。

本講習では、運転免許の効力の停止期間に応じて短期、中期及び長期に区分するとともに、効果を高めるために、飲酒、速度、事故、一般等に区分した特別学級を編成して実施し、実車指導や運転シミュレーターによる運転適性検査の結果に基づく実践的な指導を行った。

区 分	受講者数	事業費	備 考
停止処分者講習	2,201人	16,953千円	短期 1,589人 中期 302 長期 310

④ 違反者講習

違反者講習は、危険性が相対的に低く、教育による改善が期待できる者を対象に、行政処分を科することなく、自らの危険な運転行動を認識して、危険性を改善するものである。

本講習では、受講者が社会参加活動コースか実車指導コースを選択するが、特に、社会参加活動コースでは、受講者の良心に訴え、交通ルールを始め社会のルールを守ることの大切さの自覚を促した。

区 分	受講者数	事業費	備 考
違反者講習	564人	3,189千円	社会参加活動コース 406人 実車指導コース 158

(6) 警察装備品の整備

決算額 455,175 千円

① 警察車両の整備等

事件・事故・災害発生時の迅速な対応、犯罪抑止活動等に欠くことのできない物的基盤である警察車両(捜査用車、資材運搬車及び警ら用二輪車)を更新整備した。

また、警察自動車整備工場において迅速な点検整備・修理を行い、警察車両を効率的に運用した。

② 受傷事故防止に向けた装備資機材の重点整備

銃器使用事案に迅速・的確に対応するとともに、職務執行の安全を確保するため、防弾チョッキ等の銃器対策用装備を重点整備した。

区 分	事 業 費	備 考
警察車両の更新整備	19,193千円	捜査用車(普乗)4台、捜査用車(普貨)3台 捜査用車(軽四)2台、資材運搬車兼捜査用車2台 警ら用二輪車5台
警察車両の維持整備	380,957	消耗品、燃料、修繕料等
装備資機材の整備	55,025	受傷事故防止(銃器対策用)装備品等
計	455,175	

(7) テロ・被災対策整備

決算額 27,388 千円

- ① 総合指揮室により、大規模災害等の緊急事態発生時において一元的な指揮が執れるよう、有事に備えた対処体制を構築した。
- ② 東日本大震災への対応から得られた教訓に基づき、ライフラインが途絶した場合であっても、一定期間、警察業務を継続できるよう備蓄食糧を整備した。
- ③ 関東管区広域緊急援助隊合同訓練を群馬県で開催し、救出救助部隊等の練度向上を図った。
- ④ 県内で新型インフルエンザ等が発生した場合に備え、医療施設等の警戒、交通規制等の警察活動を的確に行うため、感染症対策防護衣を整備した。

区 分	事 業 費	備 考
テロ・被災対策	16,986千円	総合指揮室更新整備等
感染症対策	5,295	感染症対策防護衣等
訓練諸経費	5,107	会場設営・撤去、倒壊建物作成等
計	27,388	

(8) 警察施設の整備

決算額 1,293,388 千円

警察で管理する施設(警察署、交番・駐在所等)は、警察活動における最重要拠点であることから、管理する施設の新築、改築及び修繕等を実施した。

① 吾妻警察署新築整備

吾妻警察署は県内16警察署の中で最も古い警察署であり、施設の老朽化により警察施設として十分な機能を有していない状況であるため、新たな時代の変化に対応できる警察署の新築整備を実施することとした。

区 分	事 業 費	備 考
警察署新築整備	128,836千円	新築工事基本・実施設計業務委託 用地購入補償説明業務委託 用地購入・移転補償

② 交番・駐在所新築整備

交番・駐在所については、経年による劣化や狭隘化等の要因に加え、治安情勢の変化等を勘案し、計画的に整備している。

各施設整備においては、県民の利便性、機能性の向上に配慮し、事務所内のバリアフリー化による高齢者や車いす利用者等に優しい施設とするとともに、地域における治安維持活動の拠点としてふさわしい施設整備に努めている。

区 分	事 業 費	備 考
交番・駐在所新築整備	4,070千円	前橋東警察署西片貝町（仮称）交番 （設計業務）
	4,015	前橋東警察署前橋南交番 （設計業務）
	62,229	富岡警察署妙義駐在所 （設計業務・新築工事・解体工事）
	5,830	大泉警察署邑楽町（仮称）交番 （設計業務）
	58,212	渋川警察署北橋駐在所 （設計業務・新築工事・解体工事）
	3,966	高崎警察署倉賀野町交番 （埋蔵文化財整理業務）

2 警察活動費

（１）１１０番通信指令システムの運用 決算額 269,207 千円

１１０番通信指令システムにより、事件事故等の発生直後に迅速・的確にパトカーや警察官を現場等に急行させるなど県民生活の安全と治安の維持を図った。

（２）地域に密着した交番・駐在所の活動 決算額 19,463 千円

県民の安全・安心を守るために、交番・駐在所勤務員による巡回連絡等の各種訪問活動、職務質問等の各種犯罪抑止活動、交通指導取締り等の街頭活動等地域に密着した警察活動を実施した。

（３）広域・科学捜査（重要犯罪・重要窃盗犯検挙） 決算額 519,258 千円

県民生活に大きな脅威を与える重要犯罪及び重要窃盗犯の検挙に重点を置き、迅速・的確な初動捜査により客観証拠の収集を図るとともに、各種捜査情報の分析、DNA型鑑定、各種捜査支援システムの有効活用等科学技術を駆使するなどして、組織の総合力を発揮した犯罪捜査を強力に推進した。

① 刑法犯認知・検挙状況

令和６年中の認知件数は、前年と比べて1,267件増加した。

検挙件数は1,275件増加し、検挙率は前年と比べ5.2ポイント上昇した。

・刑法犯認知・検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
認知件数(件)	16,275	14,006	13,105	12,201	11,699	9,965	9,079	10,159	13,326	14,593
検挙件数(件)	7,931	7,004	6,899	6,110	5,987	5,465	5,121	4,962	5,342	6,617

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
検挙人員(人)	4,644	4,063	3,758	3,495	3,318	3,151	3,036	2,676	3,065	3,208
検 挙 率(%)	48.7	50.0	52.6	50.1	51.2	54.8	56.4	48.8	40.1	45.3

② 重要犯罪認知・検挙状況

令和6年中の重要犯罪の認知件数は、前年と比べ36件増加した。

検挙件数は前年と比べ43件増加し、検挙率は5.6ポイント上昇した。

・重要犯罪認知・検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
認知件数(件)	118	113	117	121	121	104	96	103	135	171
検挙件数(件)	111	93	112	118	117	101	101	104	125	168
検挙人員(人)	100	91	95	100	109	83	104	97	116	157
検 挙 率(%)	94.1	82.3	95.7	97.5	96.7	97.1	105.2	101.0	92.6	98.2

※重要犯罪とは、殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買及び不同意わいせつをいう。

③ 重要窃盗犯認知・検挙状況

令和6年中の重要窃盗犯の認知件数は、前年と比べ676件増加した。

検挙件数は前年と比べ555件増加し、検挙率は前年と比べ11.0ポイント上昇した。

・重要窃盗犯認知・検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
認知件数(件)	2,025	1,689	1,855	1,608	1,619	1,347	1,131	1,555	2,082	2,758
検挙件数(件)	1,125	1,201	1,246	1,053	1,072	830	668	759	779	1,334
検挙人員(人)	202	173	149	106	131	94	86	86	102	80
検 挙 率(%)	55.6	71.1	67.2	65.5	66.2	61.6	59.1	48.8	37.4	48.4

※重要窃盗犯とは、窃盗犯のうち、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいう。

(4) 犯罪被害者等支援

決算額 6,897千円

① 精神的被害の回復への支援

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対しては、臨床心理士・公認心理師資格を有する部内カウンセラーを積極的に活用してカウンセリングを実施するとともに、部外の精神科医や民間のカウンセラーとの連携を図り、治療やカウンセリング等を実施するなど、精神的被害を軽減するための支援を推進した。

・部内カウンセラーによるカウンセリング実施状況（過去10年間の推移）

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実施回数(回)	109	204	221	279	277	282	284	312	266	342

・精神科医や民間のカウンセラーによる治療等実施状況（過去10年間の推移）

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
実施回数(回)	9	21	37	54	26	14	62	166	164	201

② スーパーバイザー制度の運用

カウンセリング等の支援活動に従事する職員の代理受傷防止及び継続中の支援活動に対する助言及び指導を受けるため、臨床心理学等に関する高度な知識及び技術を有し、長期にわたって被害者支援に従事する相談員等への指導・助言経験がある臨床心理士を部外の専門家としてスーパーバイザーに委嘱した。

③ 広報啓発活動

犯罪被害者等支援の重要性について、広く県民に理解を求めるため、「公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま」と連携し、あらゆる機会を活用した犯罪被害者支援に関する広報啓発活動を推進した。

・広報啓発活動の実施状況

区 分	実施回数
被害者遺族等又は警察職員による犯罪被害者支援に関する講演	19回
テレビ・ラジオ・広報誌等の各種広報媒体を活用した啓発活動	211
少・中・高校生等を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催	48

(5) 組織犯罪対策・来日外国人犯罪対策

決算額 54,713 千円

六代目山口組分裂に伴う対立抗争等の暴力団による犯罪や組織的な銃器・薬物の密売、深刻化する特殊詐欺や、組織的な外国人による犯罪等の予防検挙対策を強力に推進した。

① 暴力団構成員等検挙状況

令和6年中、暴力団構成員等に対する取締りを推進し、230人（前年比△3人）を検挙した。

主な検挙

・指定暴力団住吉会傘下組員らによる威力業務妨害事件

・暴力団構成員等検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総 検 挙 人 員 （ 人 ）	427	438	400	364	350	351	293	236	233	230
刑 法 犯 検 挙 人 員	289	279	288	233	244	230	193	154	169	158
特 別 法 犯 検 挙 人 員	138	159	112	131	106	121	100	82	64	72

② 来日外国人犯罪検挙状況

近年、日本人を含めた総検挙人員に占める来日外国人の割合が高比率で推移しており、令和6年中の当該割合は12.2パーセントと過去10年間で最も高くなるなど、厳しい外国人犯罪情勢にある。

令和6年中、来日外国人犯罪の取締りを推進し、475人（前年比+51人）の来日外国人を検挙しており、このうち半数近くを不法滞在者が占めている。

主な検挙

- ・ベトナム人グループによる空き家対象窃盗（侵入盗）事件
- ・カンボジア人グループによる太陽光発電施設対象の銅線窃盗事件
- ・フィリピン人らによる詐欺（携帯電話等不正契約）事件

・ベトナム人グループによる賭博開帳図利事件

・来日外国人犯罪検挙状況（過去 10 年間の推移）

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
総検挙件数（件）	9,101	8,135	7,974	7,256	7,098	6,552	6,162	5,832	6,398	7,613
うち来日外国人（件）	536	413	583	596	680	795	624	728	927	1,845
来日外国人比率（％）	5.9	5.1	7.3	8.2	9.6	12.1	10.1	12.5	14.5	24.2
比率の全国順位（位）	4	3	4	2	1	1	2	1	1	1
総検挙人員（人）	5,594	4,956	4,576	4,370	4,186	3,965	3,776	3,328	3,820	3,908
うち来日外国人（件）	315	256	338	368	437	433	392	338	424	475
来日外国人比率（％）	5.6	5.2	7.4	8.4	10.4	10.9	10.4	10.2	11.1	12.2
比率の全国順位（位）	3	4	3	2	1	1	1	1	1	2

③ 薬物事犯検挙状況

令和 6 年中の薬物事犯の検挙人員は 246 人（前年比＋28 人）であり、薬物法令別では、2 年ぶりに覚醒剤事犯が大麻事犯を上回り 114 人（前年比＋35 人）と全体の 46.3％を占め、次いで、大麻事犯が 112 人（前年比△16 人）と全体の 45.5％を占めている。

主な検挙

・ベトナム人による国際スピード郵便を利用した麻薬（MDMA）営利目的密輸入事件

・薬物事犯検挙状況（過去 10 年間の推移）

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
検 挙 人 員 （ 人 ）	244	250	210	234	209	226	222	200	218	246
覚 醒 剤 取 締 法	205	204	176	190	167	148	143	92	79	114
大 麻 取 締 法	26	32	28	38	40	65	74	103	128	112
麻薬及び向精神薬取締法	13	14	5	6	2	13	5	5	11	20
あ へ ん 法			1							

④ 銃器押収状況

令和 6 年中の拳銃押収丁数は 5 丁（前年比△1 丁）、暴力団構成員等からの押収丁数は 0 丁（前年比△1 丁）と前年より減少した。

区 分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
押 収 数 （ 丁 ）	8	1	11	3	3	8	8	6	6	5
う ち 暴 力 団	2	1	5	1	2	1		1	1	

⑤ 特殊詐欺等匿名性の高い組織的知能犯罪対策

特殊詐欺の令和 6 年中の認知件数は、155 件（前年比△9 件）で、未払いの料金があるなど架空の事実を口実とし金銭等をだまし取る手口（架空料金請求）が 39 件（前年比＋14 件）と前年と同様に増加傾向にある。

検挙件数は、144 件（前年比△18 件）で、検挙人員は、33 人（前年比△5 人）であった。また、特殊詐欺の取締りに加え、これらを助長する犯罪として、転売目的の口座開設・携帯電話契約などに対する取締りを推進した。

・特殊詐欺の認知・検挙状況（過去10年間の推移）

区 分		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
認 知 件 数（件）		194	222	253	237	263	185	217	217	164	155
	オ レ オ レ	83	103	139	147	141	42	63	80	54	60
	預 貯 金						46	21	31	20	22
	架 空 料 金 請 求	52	41	66	38	21	18	19	17	25	39
	還 付 金	29	61	45	15	2		6	17	17	18
	融 資 保 証 金	5	6	3	9	2	3	3	1	3	2
	金 融 商 品	22	10		2	1				4	3
	ギ ャ ン ブ ル	3	1				1				
	交 際 あ っ せ ん										2
	そ の 他				1					2	1
	キャッシュカード詐欺盗				25	96	75	105	71	39	8
検 挙 件 数（件）		130	114	107	121	149	162	190	196	162	144
	オ レ オ レ 詐 欺	73	77	88	109	100	93	35	49	75	52
	預 貯 金						18	22	31	33	49
	架 空 料 金 請 求	26	25	16	6	8	3	1			
	還 付 金									9	7
	融 資 保 証 金										
	金 融 商 品	31	12	3	1						
	ギ ャ ン ブ ル					1					
	交 際 あ っ せ ん										
	そ の 他										
	キャッシュカード詐欺盗				5	40	48	132	115	45	36
検 挙 人 員（人）		71	47	48	56	48	58	50	36	38	33
	オ レ オ レ 詐 欺	37	38	40	48	37	16	14	16	21	15
	預 貯 金						29	17	12	7	10
	架 空 料 金 請 求	17	8	7	5	3		1			
	還 付 金									1	1
	融 資 保 証 金										
	金 融 商 品	17	1	1	2						
	ギ ャ ン ブ ル					2					
	交 際 あ っ せ ん										
	そ の 他										
	キャッシュカード詐欺盗				1	6	13	18	7	9	7

※キャッシュカード詐欺盗は平成30年から統計開始、預貯金詐欺は令和2年から統計開始

主な検挙

- ・総合通信基盤局等を騙る特殊（オレオレ）詐欺事件

⑥ SNS型投資・ロマンス詐欺

SNS等を通じて対面することなく、交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、指定した預貯金口座への振り込み、その他の方法により金銭等をだまし取るSNS型投資・ロマンス詐欺は、特殊詐欺とは別の種類の詐欺として位置づけており、令和5年下半期から被害が急増し、極めて憂慮すべき状況である。特殊詐欺とは異なり、受け子・出し子といった末端の被疑者からの突き上げ捜査が難しく、1件当たりの被害額が高額で、届出までに時間が経過するという特徴を有していることを踏まえ、特殊詐欺対策と匿名・流動型犯罪グループ対策を一体的に実施し、かつ、情報収集及び資金の流れに着目した捜査・分析を行うなど総合的な対策を推進した。

- ・県内のSNS型投資・ロマンス詐欺被害状況

区 分	認知件数	被害額
S N S 型 投 資	41 件	5 億 4,242 万円
ロ マ ン ス （ 投 資 ）	57	6 億 8,462
ロ マ ン ス （ そ の 他 ）	14	1 億 4,879
計	112	13 億 7,583

⑦ 匿名・流動型犯罪グループ対策

匿名・流動型犯罪グループが、その匿名性・流動性を利用して、繁華街・歓楽街における風俗関係事犯、悪質ホストクラブ事犯、オンライン上で行われる賭博事犯、特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺、組織的窃盗・盗品流通事犯、悪質リフォーム事犯等、近年、治安上の課題となっている事犯に深く関与し多様な資金獲得活動を行っている実態を踏まえ、犯罪グループの収益構造に切り込んでいくべく、警察では部門や罪種にこだわることなく、犯罪の実態に応じた警察の総合力を発揮できるような新たな体制を構築した上で取締りを推進し、令和6年中の県内の匿名・流動型犯罪グループによるとみられる資金獲得犯罪の検挙人員は112人であった。

主な検挙

- ・指定暴力団稲川会傘下組員らによる組織的詐欺事件

(6) 公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターへの活動支援

決算額 3,390 千円

社会から暴力を追放し、「安全な暮らしの実現」を推進するため、公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターに対し、積極的に各種情報を提供するとともに活動を支援した。

なお、公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターの活動は次のとおり。

① 普及・広報活動の推進

- ・暴力追放広報・啓発資料の作成と配布
- ・メディアを活用した広報・啓発活動
- ・視聴覚教材の活用と整備
- ・行政対象暴力対策の推進
- ・ホームページの更新と活用
- ・暴力追放県民大会の開催

② 相談・支援活動の推進

- ・暴力団員による不当な行為に関する相談への対応

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
相談受理件数（件）	144	70	101	93	63

常設相談窓口（59件）

○暴迫センター事務室にて相談員が対応

弁護士無料相談（4件）

○定例相談（弁護士、相談委員対応）：毎月第2木曜日

○民事介入暴力1日無料相談所（弁護士、県警、相談員対応）：年4回（伊勢崎、高崎、太田、渋川の4市で開設）

- ・少年に対する暴力団の影響を排除するための活動
- ・暴力団から離脱する意思を有する者を助けるための活動
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する民間の自主的な組織活動の支援
- ・不当要求情報管理機関への業務支援
- ・暴力団員による不当な行為の被害者に対する見舞金の支給、民事訴訟の支援その他の救済及び保護活動

③ 調査・資料収集活動の推進

- ・全国暴力追放運動推進センター関連の会議及び研修会での情報交換
- ・群馬弁護士会との連携
- ・行政機関相談窓口等との連携

④ 表彰

- ・暴力追放活動功労者・功労団体に対する表彰

⑤ 普及・育成活動の推進

- ・少年指導委員を対象とした研修会の実施
- ・不当要求防止責任者講習の実施

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
実施回数（回）	28	32	32	35	34
受講人員（人）	1,006	1,013	1,178	1,323	1,104

(7) 犯罪抑止総合対策

決算額 11,286 千円

「県民生活の安全を確保するための取組の推進」を活動重点に掲げ、各事業を推進した。

① 犯罪抑止対策の推進

「犯罪の抑止と検挙に向けた警察活動」と「安全・安心なまちづくり」を両輪とした諸対策を推進した。

名 称	実 施 期 間
県 民 防 犯 運 動	6/11～6/20
全国地域安全運動	10/11～10/20
年 末 特 別 警 戒	12/15～12/31
県 民 防 犯 の 日	毎 月 1 6 日

② 特殊詐欺等被害防止対策の推進

- ・高齢者等に対する広報啓発及び訪問指導
- ・金融機関、コンビニエンスストア、タクシー事業者等による声掛けの強化
- ・群馬県特殊詐欺等根絶協議会等の関係機関・団体との連携強化
- ・群馬県警察公式チャンネル及び県公式 YouTube チャンネル「tsulunos」における啓発動画配信（総再生回数：57,131回）
- ・X（旧ツイッター）による犯行グループへの人的供給源を遮断する対策
- ・J R 高崎駅のデジタルサイネージによる犯行を断念させる動画の放映

(8) サイバー犯罪対策の推進

決算額 81,188 千円

サイバー空間の脅威から県民を守るため、官民一体となった被害防止対策を推進した。令和6年度は、中小企業等に多く会員を持つ一般社団法人日本損害保険協会関東支部群馬損保会との間で「サイバー事案の対処に関する連携協定」を締結し、サイバー事案認知時の積極的な通報による被害潜在化防止対策や広報啓発活動を推進したほか、県内の事業者をサイバー攻撃から守るために、医療機関や企業、団体に対し、セミナーや標的型メール攻撃対応訓練を実施した。

また、サイバー防犯ボランティアである群馬県警察学生サイバーパトロールコラボレイターが作成した情報リテラシーに係る資料等を用いた小中学生等に対する広報啓発活動を実施し、サイバー防犯意識の啓発高揚を図った。

① サイバー犯罪の相談件数・検挙件数

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
相 談 件 数 (件)	2,651	3,411	4,118	6,714	6,321
検 挙 件 数 (件)	184	171	249	198	230

② SNS等に起因する事件の検挙件数・被害児童数

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
検 挙 件 数 (件)	21	24	22	34	30
被害児童数 (人)	21	20	21	27	24

③ 情報モラル講習会の実施回数・受講者数

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
実 施 回 数 (回)	651	608	310	322	296
受 講 者 数 (人)	67,921	84,346	56,306	56,686	53,330

(9) 多文化共生施策の推進

決算額

565 千円

県内の外国人住民が増加傾向にある中、外国人住民が犯罪被害に遭うことなく、また、地域社会において孤立することを防ぎ、一般の外国人住民を含めた県民の安全・安心を確保するため、多文化共生施策を推進した。

- ・民間通訳人等帯同による特別巡回連絡を通じた意見要望の把握や安全情報の提供を実施した。
- ・多数の外国人が居住する地域を管轄する伊勢崎警察署、太田警察署及び大泉警察署に、外国語が話せる会計年度任用職員（国際連絡員）4名を配置し、窓口対応における手続きの支援を実施した。
- ・技能実習生、留学生等を対象とした防犯・交通講話及び交通安全教室を実施し、多言語（ベトナム語等）に翻訳した広報啓発チラシを作成し、配布した。
- ・外国人との共生イベントに出展し、警察車両や装備品の展示や多言語に翻訳した広報啓発チラシを作成し、配布した。
- ・関係機関・団体と協働した合同パトロール、清掃活動、多文化共生・共創サミット、こども夏祭り等を実施した。
- ・「やさしい日本語」による防犯、交通安全情報等を群馬県警察公式フェイスブックページにおいて発信した。

(10) 公益財団法人群馬県防犯協会への活動支援

決算額

2,674 千円

地域住民の防犯意識の高揚や防犯対策の普及を推進するため、公益財団法人群馬県防犯協会に対し、積極的に各種情報を提供するとともに活動を支援した。

- ・県民防犯運動及び全国地域安全運動の実施
- ・自転車盗難防止対策のための広報啓発活動（ストラップ作成：15,000個）
- ・新聞、テレビ、FMラジオ等を活用した広報啓発活動
- ・防犯ボランティア団体及び個人に対する表彰（防犯功労団体：8団体、防犯功労者54人）

(11) 子供・女性の安全対策

子供・女性の安全を確保するため、声掛け事案等に対する早期検挙、指導・警告等の先制予防的な活動に加え、防犯ボランティア等と連携し、登下校時間帯の警戒活動、見守り活動等を推進した。

・声掛け事案の情報件数・指導警告件数・検挙件数

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
情 報 件 数 (件)	659	588	541	495	499
指 導 ・ 警 告 件 数 (件)	181	120	117	105	98
検 挙 件 数 (件)	77	83	36	68	109

(12) ストーカー・配偶者からの暴力事案対策の推進

決算額

877 千円

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案については、事態が急展開して重大事件へ発展するおそれがあることから、被害者の保護を最優先に迅速・的確かつ組織的な対応を徹底した。

① ストーカー事案対策の推進

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
相 談 等 件 数 (件)	278	217	271	307	254
警 告 件 数 (件)	44	49	68	48	23
禁 止 命 令 件 数 (件)	24	22	24	53	43
援 助 件 数 (件)	224	176	290	375	256
検 挙 件 数 (件)	39	39	39	69	47

② 配偶者からの暴力事案対策の推進

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
相 談 等 件 数 (件)	882	826	840	969	996
援 助 件 数 (件)	396	404	406	507	475
検 挙 件 数 (件)	365	401	315	352	292

(13) 少年非行防止活動等の推進

決算額

4,957 千円

少年犯罪の検挙・補導活動を実施するとともに、学校や教育委員会、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携し、少年の非行防止・健全育成活動を推進した。

① 少年の検挙・補導人員

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
刑 法 犯 少 年 (人)	239	174	173	261	294
触法少年(刑法犯) (人)	54	33	78	60	76
不 良 行 為 少 年 (人)	1,823	1,142	1,129	1,865	1,644

② 福祉犯の検挙件数・検挙人員・被害児童数

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
検 挙 件 数 (件)	76	64	52	79	89
検 挙 人 員 (人)	72	46	44	64	69
被 害 少 年 数 (人)	69	56	57	91	76

③ 居場所づくり活動

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
実 施 回 数 (回)	9	14	17	13	13
参 加 少 年 数 (人)	73	61	60	66	69

④ 少年相談

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
相 談 件 数 (件)	235	363	261	426	653

(14) 交通安全対策の推進

決算額 9,162 千円

① 交通事故発生状況

「交通安全県・群馬」の確立を目指し、関係機関・団体と連携して各種交通安全対策を強力に推進した結果、発生件数及び負傷者数は大幅に減少した。

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
発 生 件 数 (件)	9,266	10,007	9,803	10,038	9,059
死 者 数 (人)	45	50	47	47	49
負 傷 者 数 (人)	11,624	12,308	12,072	12,377	11,195

② 交通安全運動の推進

交通安全に関する知識の普及、交通安全意識の高揚及び交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、自治体、関係機関・団体等と連携し、年間を通じて四季の交通安全運動を始めとする交通安全活動を推進した。

区 分	実施期間	事 業 内 容
春の全国交通安全運動	4/6 ～ 4/15	・実施要綱・ポスター・チラシ等広報啓発資料の作成、配布 ・交通情報板、新聞、テレビ、ラジオ等を活用した広報活動 ・各種交通安全教育の推進 ・関係機関・団体と連携した街頭指導の実施
夏の県民交通安全運動	7/11～ 7/20	
秋の全国交通安全運動	9/21～ 9/30	
冬の県民交通安全運動	12/1～12/10	
自転車のマナーアップ運動	毎月15日、5月は自転車月間	
県民交通安全日	毎月 1日	
高齢者交通安全日	毎月25日	

③ 交通安全教育の実施

交通企画課交通安全対策室が中心となって関係機関・団体と連携し、腹話術、寸劇等を取り入れた参加・体験型と動画による視聴型の交通安全教育を幅広い世代を対象に実施した。

区 分	実施回数	実施人員
幼 児	344回	17,113人
小 学 生	758	103,780
中 学 生	77	16,967
高 校 生	83	23,431
大 学 生 等	16	1,570
高 齢 者	219	7,572
一 般	634	41,414
合 計	2,131	211,847
対 前 年 比	+25	+18,983

(注) 交通安全対策室と警察署の実施した回数と人数を計上

④ 高齢者交通事故防止対策の推進

ア 高齢歩行者対策

(ア) 反射材着用促進活動

パトカーや事故処理車に反射材を備え、薄暮、夜間及び早朝に反射材を着用していない高齢歩行者に対して、交通事故防止を指導しながら直接貼付する取組を展開した（令和6年中着用件数10,546件）。

(イ) 75歳以上の高齢者に対する交通安全教育の推進

巡回連絡等を通じ、年齢が高くなるにつれて交通安全教育を受講する機会が少なくなる75歳以上の高齢者に対する個別訪問による交通安全教育を実施した（令和6年中個別訪問者数44,361人）。

イ 高齢運転者対策

(ア) 安全運転相談ダイヤルの周知

運転に不安を感じている高齢者及びその家族に対して、「安全運転相談ダイヤル（#8080）」を積極的に活用し相談してもらうよう周知した（令和6年中613件受理）。

(イ) 参加・体験型の交通安全教育

運転を継続する高齢者に対して、高齢者が多く集う地域の公民館等に運転適性検査機器を搭載した専用車両で出向き、加齢による身体機能や判断力の低下が運転操作に及ぼす影響を高齢者自身に実感してもらう参加・体験型の交通安全教育を実施した（令和6年中246人）。

⑤ 自転車交通事故防止対策の推進

ア ヘルメットの正しい着用に向けた取組

道路交通法の改正に先立ち、群馬県交通安全条例が改正（令和3年4月1日施行）され、自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことから、知事部局や県教育委員会等と連携し、交通ルール・マナーの遵守とともに、ヘルメット着用を呼び掛けた結果、自転車乗車中の死傷者のヘルメット着用率については、全体で40.6%と前年と比較し、4.6ポイント増加した。また、高校生については、45.4%で前年と比較し、8.4ポイント増加した。

イ 自転車セーフティープロジェクトの実施

令和３年度から県教育委員会と連携し、県下の高等学校の中からモデル校を指定し、地域における模範校として積極的に交通安全に関する取組を行ってもらう「自転車セーフティープロジェクト」を開始し、各モデル校の取組に対して、県教育長と警察本部長による表彰を行い、取組の更なる活性化と高校生の交通安全意識の高揚を図った（令和４年度８校、令和５年度７校、令和６年度７校指定）。

ウ 自転車の道路交通法違反警告書を活用した指導警告活動の強化

自転車利用者による交通違反に対しては、自転車の道路交通法違反警告書を活用して積極的な指導警告を実施した（令和６年中指導警告件数 42,718 件）。

(15) 交通安全施設の整備及び維持管理

決算額 2,787,091 千円

道路における交通の安全と円滑を図り、県民にとって良好な交通環境を実現するため、信号機の新設・改良、交通実態に即した交通規制の実施、老朽化した交通安全施設の更新整備等を推進した。

① 信号機の新設及び改良

新設道路等必要性が認められる交差点に信号機を８基新設するとともに、信号交差点における交通事故防止及び交通の円滑化を図るため、多現示化３基、視覚障害者用付加装置５基、信号機電源付加装置５基及び歩行者支援装置２基、計１５基の信号機改良を行った。

② 交通安全施設の更新整備

ア 信号柱の更新

倒壊、傾斜等を防止するため、老朽化した信号柱の更新や道路工事などの信号柱移設のため、信号柱１８７本を更新した。

イ 信号制御機の更新

老朽化による故障や誤作動を防止するため、老朽化等した信号制御機１４５基を更新した。

ウ 信号灯器のＬＥＤ化

グリーンイノベーションの推進を図るため、視認性が高く、省電力かつ長寿命であるＬＥＤ信号灯器に３,５３４灯更新し、ＣＯ_２排出量削減に寄与した。

なお、令和９年度末に信号用電球の製造及び販売が終了となることから、計画的に整備し、令和１０年度までに県内全ての信号灯器のＬＥＤ化を完了させる予定である。

エ 摩耗した道路標示の塗り替え

道路標示の効用を保つため、摩耗した横断歩道１,０００か所、実線（はみ出し禁止等）５５.８キロメートル及び図示（文字記号）１,９４３個を更新した。

③ 必要性の低下した交通安全施設の撤去

ア 信号機の撤去

道路整備や周辺環境の変化により必要性が低下した信号機３基を撤去した。

イ 道路標識の撤去

道路環境の変化等により、必要性の低下した交通規制の廃止等を推進し、道路標識 748 本を撤去した。

・主な事業状況

区 分	事業量	事業費	備 考
交 通 管 制	センター 1式 端末装置等 31基	93,733千円 23,717	・交通管制センター下位装置の新設 ・情報収集提供装置12基、監視用テレビ2基、情報収集装置17基
信 号 機	新設 8基 改良 15基	49,609 117,891	・定周期式5基、押しボタン式3基 ・多現示化3基、視覚障害者用付加装置5基、信号機電源付加装置5基、歩行者支援装置2基
老 朽 化 等 更 新 整 備	信号柱 187本 制御機 145基 灯器 3,534灯	170,365 258,696 620,339	・老朽柱等187本 ・老朽制御機等145基 ・L E D 化 車両用1,929灯、歩行者用1,605灯
ケーブル地中化	5か所	33,098	・前橋、高崎
道 路 標 識	路側式 2,718本	243,908	・新設375本 ・更新1,632本 ・緊急補修711本
道 路 標 示	新設・塗替	449,551	・横断歩道1,000か所 ・実線（はみ出し禁止等）55.8km ・図示（文字記号）1,943個
撤 去	信号機 3基 標識 748本	17,881	・信号機 伊勢崎ほか ・大型標識 83本 ・路側標識665本
維 持 管 理		708,303	・電気料、保守委託費ほか
計		2,787,091	

(16) 交通指導取締り及び交通事故事件捜査の推進

決算額 154,031 千円

① 交通指導取締りの強化

ア 交通事故に直結する無免許、飲酒、著しい速度超過等悪質・危険性の高い違反の取締りはもとより、交通事故実態を分析し、かつ、地域住民の取締要望を勘案した上で、事故多発路線を中心とした交通事故抑止につながる効果的な指導取締りを推進し、交通秩序の確立と安全で快適な交通環境の実現に努めた。

イ 飲酒運転周辺者による「車両提供罪」、「酒類提供罪」及び「車両同乗罪」の周辺三罪の取締りを強化し、飲酒運転による事故防止を図った。

また、無免許周辺者による「車両提供罪」及び「車両同乗罪」の周辺二罪の取締りを強化し、無免許運転による事故防止を図った。

・交通違反取締状況

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
無 免 許(件)	466	452	350	376	439
飲 酒(件)	456	389	464	485	542
速 度(件)	11,062	10,944	11,634	9,448	8,595
携 帯 電 話(件)	6,287	5,568	3,656	2,924	2,447
信 号(件)	6,064	6,498	4,823	4,024	3,785
駐 停 車(件)	792	510	321	230	212
整 備 不 良(件)	596	557	559	571	508
シートベルト(件)	8,005	5,824	4,259	2,234	1,948
そ の 他(件)	37,862	39,692	31,276	25,440	25,328
合 計(件)	71,590	70,434	57,342	45,732	43,804

② 可搬式速度違反自動取締装置を活用した速度違反取締りの強化

通学路や生活道路、更には地域住民から取締りの要望があった場所等を中心に、主に通学児童等の安全を確保することを目的に、積極的かつ効果的に可搬式速度違反自動取締装置を活用した速度違反取締りを強化した。

・令和6年中の可搬式速度違反自動取締装置の運用状況

(運用回数) 157 回 (違反件数) 407 件

③ 自転車取締りの強化

自転車指導啓発重点地区・路線を中心に、指導警告を原則としつつ、交通事故に直結する危険な運転行為をした場合等において、積極的な検挙措置を講じ、自転車の関係する事故の防止を図った。

・自転車利用者の取締状況

区 分	R4	R5	R6
取締件数 (件)		3	101
うち交通切符(件)		2	90

④ 交通事故事件捜査の徹底と被害者支援の推進

死亡、重体等の重大事故やひき逃げ事件の捜査に当たっては、デジタル画像測量システム等精密測定機器を活用し、初動捜査の段階から公判を見据えた綿密な現場鑑識活動を徹底して、交通事件事故の究明を図った。

また、遺族・被害者に対しては、事故の概要や捜査の状況についての連絡を行うとともに、心情に配慮した被害者支援を推進した。

・ ひき逃げ事件発生検挙状況

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
発 生 件 数 (件)	122	133	183	183	170
死 亡	4		3		
重 傷	5	11	9	5	7
軽 傷	113	122	171	178	163
検 挙 件 数 (件)	66	80	90	92	87
死 亡	4		3		
重 傷	5	9	7	4	7
軽 傷	57	71	80	88	80
検 挙 率 (%)	54.1	60.2	49.2	50.3	51.2
死 亡	100.0		100.0		
重 傷	100.0	81.8	77.8	80.0	100.0
軽 傷	50.4	58.2	46.8	49.4	49.1

(17) 警察用航空機の活動

決算額 189,753 千円

昭和 63 年 4 月に発隊した航空隊は、警察用航空機「あかぎ」を保有して、ヘリコプターの高速性能等を生かした運用に努めている。

航空隊は、災害その他の場合における警備実施を行うほか、警ら、訓練、遭難者の捜索救助、事件・事故発生時の捜査活動等、その他の警察業務の支援を行うことを任務としており、発隊以来の総飛行時間は 14,257 時間、総飛行回数は 13,236 回となっている。このうち、災害調査等の警備用務に 964 回、捜索救助活動には 1,941 回出動し、362 人の尊い命を救助するなど県民の期待に応えるための活動を展開している。

・ 警察用航空機の出動回数

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
警 備 用 務 (回)	11	20	26	45	38
警 ら ・ 訓 練 (回)	194	175	181	152	111
捜 索 救 助 (回)	68	73	49	80	51
捜 査 活 動 等 (回)	50	31	31	22	24
そ の 他 (回)	58	61	77	68	61
合 計 (回)	381	360	364	367	285

(18) 山岳遭難対策の推進

決算額 2,044 千円

① 山岳遭難の発生状況

令和 6 年における群馬県内の山岳遭難発生状況は、発生件数 121 件（前年比△26 件）、遭難者 135 人（前年比△24 人）であり、うち死者は 13 人（前年比＋1 人）であった。

このうち、谷川連峰では、令和6年中、26件（前年比△3件）の山岳遭難が発生し、沼田警察署に設置の谷川岳警備隊等が出動し、31人（前年比△4人）を救助等した。

また、谷川連峰以外の山岳における山岳遭難は、令和6年中、95件（前年比△23件）が発生し、群馬県警察山岳捜索救助隊や関係警察職員等が出動し、104人（前年比△20人）を救助等した。

・群馬県内における山岳遭難発生状況

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
発生件数（件）	85	115	130	147	121
死者（人）	8	11	13	12	13
重 傷（人）	22	22	25	47	29
軽 傷（人）	25	48	45	44	37
無 事（人）	51	52	53	56	56
未 発 見（人）	1				
遭 難 者 計（人）	107	133	136	159	135

・うち谷川連峰における山岳遭難発生状況

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
発生件数（件）	17	33	26	29	26
遭難者計（人）	27	38	29	35	31

② 山岳遭難防止対策

県内では、険しい山岳のみならず、尾瀬等の比較的なだらかな山岳においても遭難が発生している現状から、山岳地帯を管轄する警察署を中心に安全登山指導や登山届の提出等の広報啓発活動及び関係機関・団体と連携した登山道や危険箇所等の点検を実施したほか、遭難者を的確に救助するための訓練や装備資機材の配備及び警察用航空機や消防等と連携した合同訓練を実施した。

また、登山アプリやぐんま電子申請受付システムのほか、登山口における書面などにより登山届を認知して、各種山岳遭難防止活動を推進した。

・登山計画書提出状況

区 分	R2	R3	R4	R5	R6
提出件数（件）	15,582	17,799	69,584	78,796	86,032
書面等（件）	13,992	15,700	15,047	11,583	8,848
電子申請（件）	1,590	2,099	54,537	67,213	77,184

※登山アプリによる認知件数はR4から計上

③ 山岳遭難・救助活動用ドローンの運用

令和6年度より、ガバメントクラウドファンディング等を活用して導入した山岳遭難救助活動用ドローン5機を配備し、山岳遭難に伴う行方不明者の捜索等において運用を行っている。